

令和6年度第1回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月5日（金）13時30分～14時00分

2. 開催場所 東金中央コミュニティセンター 2階 講堂

3. 議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 7件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について 1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 2件
議案第4号 農用地利用集積計画について

4. 報 告 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 8件
報告第2号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について 3件

5. 出席委員 14名

会長8番吉井亨、1番野口哲由、2番細谷修、3番中田好一、4番農宮弘子、5番平山光子、6番篠崎輝武、7番池田繁雄、9番石井政樹、
11番斉藤ひろ子、12番子安明宏、13番秋山美徳、
14番片岡孝、15番戸田敏一

6. 欠席委員 10番市原勉

7. 事務局 池田事務局長、小川主査

8. 議事録

議 長 委員定数15名中、14名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和6年度第1回農業委員会定例総会を開会いたします。それでは議事に入ります。

初めに、議事録署名人の指名ではありますが、本日は、5番平山委員と6番篠崎委員を指名します。両委員、宜しくお願いいたします。

また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。

なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願い

します。本日の議案は、4議案です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、7件、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認については、1件、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、2件、議案第4号、農用地利用集積計画についてです。

なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和6年3月28日午前9時より、1班の中田委員、農宮委員、篠崎委員、吉井会長、戸田委員にご出席いただき、実施いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議 長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、中田委員より意見発表をお願いします。

3 番 番号1について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は川場字城近前の田、6.8平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は隣接地のためです。営農計画においては、水稻の作付けを予定しています。3月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号2につきまして、戸田委員より意見発表をお願いします。

1 5 番 番号2について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は求名字中田、218平方メートルの畑です。譲受人は農業経営拡大のため、譲渡人は農業経営縮小のため、また、贈与のため問題ないものと思います。以上です。

議 長 次に、申請番号3につきましても、戸田委員より意見発表をお願いします。

1 5 番 番号3について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は滝沢字峠道、1,345平方メートルの畑です。譲受人は農業経営拡大のため、譲渡人は農業をやめるとのことで、特に問題ないものと思います。以上です。

議 長 次に、申請番号4から6につきまして、関連しておりますので一括して、農宮委員より意見発表をお願いします。

4 番 番号4から6について、関連がありますので一括して説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は小沼田字井戸田の畑、4筆

、1, 473平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、やしの木の作付けを予定しています。3月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次 に、申請番号7につきまして、私より意見発表いたします。

8 番 番号7について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は堀上字下杉木、関ノ下の現況畑、2筆合計835平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、野菜の作付けを予定しています。3月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の4ページから5ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買による所有権移転の申請です。場所は、嶺南幼稚園の南西、約700メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は隣接する自己の農地と一体で耕作できるため、売買することとなったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号2は、贈与による所有権移転の申請です。場所は、求名駅の北東、約800メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、贈与することとなったものです。作付作目は、榎です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号3は、売買による所有権移転の申請です。場所は、滝沢青年館の北、約300メートルに位置しています。譲渡人は農業経営を廃止するため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、スイカ、メロン、落花生、ネギ、はぐら瓜、青パパイヤ、ブロッコリー等です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号4から6は、譲受人が同一人であり、いずれも売買による所有権移転の申請です。場所は、福岡クリーンセンターの南向いに位置しています。譲渡人はいずれも農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、やしの木です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号7は、売買による所有権移転の申請です。場所は、東金中学校の東、約450メートルから約500メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小の

ため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、野菜一般です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、私より意見発表いたします。

8 番 番号1について説明いたします。本件は、農地法第4条の規定による一時転用の請です。申請地は、堀上字中須の現況畑、2筆、2,350平方メートルのうち2,522平方メートルを転用するものであります。転用の目的は、営農型太陽光発電施設用地で、今回が初めての転用期間更新の申請です。3月28日に現地を確認し、申請に必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の6ページをお願いいたします。

申請番号1は、営農型太陽光発電施設の設置を目的とする一時転用許可の更新申請です。申請地は、令和3年5月に許可を得て以降、最初の許可更新です。場所は、嶺南幼稚園の東、約200メートルに位置しています。申請地は、パネルの下において柵の栽培を行っているものです。令和6年2月15日に事業者より、営農型発電設備の下部における農作物の生産に係る状況報告書が提出されておりますが、現在の柵の樹高は約50センチメートルであり、市場出荷の規格に合わないため、現在までの収穫量はゼロとなっております。また、撤去に伴う所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画であり、残高証明書が添付されております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成多数により原案どおり可決されました。
次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。
申請番号1につきまして、篠崎委員より意見発表をお願いします。

6 番 番号1について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による使用貸借権の設定を伴う転用の申請です。申請地は、田間字峯大坪の田2筆、現況にあっては畑961平方メートルの農地です。転用の目的は、長屋住宅の建設です。申請に必要な書類も揃っており、3月28日に現地を確認したところ、周辺農地に与える影響も少ないことから、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号2につきましても、篠崎委員より意見発表をお願いします。

6 番 番号2について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による使用貸借権の設定を伴う転用の申請です。申請地は、台方字天神下の畑352平方メートルの農地です。転用の目的は、専用住宅の建設です。申請に必要な書類も揃っており、3月28日に現地を確認したところ、周辺農地に与える影響も少ないことから、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の7ページをお願いいたします。

申請番号1は、親子間による使用貸借権の設定を伴う転用の申請です。場所は、東小学校の南東向い、に位置しています。転用の目的は、長屋住宅1棟の建築です。立地基準につきましては、申請地は、都市計画法に基づく用途地域内にある農地であることから、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、金融機関からの融資及び自己資金により賄う計画となっており、金融機関からの融資証明書及び残高証明書が添付されています。

申請番号2は、親子間による使用貸借権の設定を伴う転用の申請です。場所は、城西小学校の南、約600メートルに位置しています。転用の目的は、専用住宅1

棟の建築です。立地基準につきましては、申請地は、都市計画法に基づく用途地域内にある農地であることから、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、金融機関からの融資により賄う計画となっており、融資証明書が添付されております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第4号、農用地利用集積計画について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に関する案件がございますので、増田委員は退室をお願いいたします。

一時休憩します。

(増田委員退室)

議 長 再開します。

農政課より説明願います。

農政課 議案第4号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。別冊の「令和6年第4次農用地利用集積計画(案)」をご覧ください。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条第1項の規定による経過措置により、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「令和6年第4次農用地利用集積計画」についてお諮りします。

本件は、利用権の設定が7件、面積合計が25,721平方メートルです。内訳としましては、5年が9,660平方メートル、10年が16,061平方メートルとなっています。

1ページが基盤法による5年の利用権設定の管理台帳、2ページから3ページが提出のありました各筆明細書になります。5-1番は福岡の農業者への貸し付けの更新、5-2番は大和の農業者への貸し付けの更新です。続いて4ページが基盤法による10年の利用権設定の管理台帳、5ページから9ページが提出のありました各筆明細書になります。10-1番は東金の農業者への貸し付けの更新、10-2

番は小野の農業者への新規貸し付け、１０－３番は福岡の認定農業者への貸し付けの更新、こちらは経営移譲により借受者が変更となっています。１０－４番は豊成の認定農業者への貸し付けの更新、１０－５番は丘山の農業者への新規貸し付けです。１０ページから１２ページには利用権の設定を受ける者の農業経営状況を記載しております。こちらは農家台帳の情報を基に作成しておりまして、農作業従事日数、機械の保有状況等について問題ないと思われます。

利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第４号、農用地利用集積計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。
一時休憩します。

（増田委員入室）

議 長 再開します。
次に、報告第１号から第２号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の９ページから１２ページをお願いいたします。

報告第１号「農地法第３条の３第１項の規定による届出について」です。２月２６日から３月２５日までに受付した案件は８件です。相続又は時効により所有権を取得したもので、斡旋等の希望はありません。

議案書の１３ページをお願いいたします。

報告第２号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」です。３件の照会があり、現地調査を３月８日と３月２２日に実施いたしました。調査の結果、照会番号２の一部の筆については、現況が植木畑であるため、「農地」で回答し、その他は農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」で回答したものでございます。

報告事項については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

議 長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦労様でした。

令和6年4月5日

議 長

議事録署名人

議事録署名人